

令和7年度 栃木市入札適正化委員会 第1回会議 議事概要

1. 日 時 令和7年8月20日（水）午後1時35分から午後3時33分
2. 会 場 栃木市役所 3階 301会議室
3. 出席者 委 員 小林委員長、飯島副委員長、諏訪委員、児玉委員
事務局 経営管理部長
契約検査課長
契約検査課副主幹兼契約係長
契約検査課検査係長
契約検査課契約係職員 2名
工事担当課 道路河川整備課副主幹兼道路整備第1係長
道路河川整備課道路整備第1係職員
都賀地域づくり推進課課長補佐兼地域づくり推進係長
都賀地域づくり推進課地域づくり推進係職員
建築住宅課副主幹兼建築維持係長
建築住宅課建築維持係職員
道路河川維持課道路河川維持第1係職員
道路河川維持課道路河川維持第2係職員
4. 議 題（1）入札及び契約手続きの運用状況等についての報告
（2）抽出事案についての審議
（3）その他
5. その他
栃木市入札適正化委員会運営要領の一部改正について
6. 会議概要

会 議 概 要	
（事務局）	開会を宣言する。
【議題（1）】	
（委員長）	事務局から報告をお願いする。
（事務局）	令和7年1月1日から6月30日までの6か月分の入札及び契約手続きの運用状況等について報告する。 総契約件数は102件、契約金額は52億5,252万3,100円である。内訳は、条件付一般競争入札が41件、48億9,115万4,400円、指名競争入札が50件、3億3,017万9,300円、随意契約が11件、3,118万9,400円である。落札率の欄はそれぞれの平均値である。条件付き一般競争入札と指名競争入札を合わせたものが95.93%、条件付一般競争入札が95.78%、指名競争入札が96.06%であった。 令和7年1月1日から6月30日の期間における指名停止は、4件、4者であった。

1 件目は、安全管理措置の不適切により契約関係者事故を生じさせられたことによるもの。2 件目は、栃木県知事から建設業法第 28 条第 1 項本文に基づく指示処分を受けたもの。3 件目は、国土交通省関東地方整備局長から建設業法第 28 条第 3 項の規定に基づく営業の停止命令を受けたもの。4 件目は、国土交通省近畿地方整備局長から建設業法第 28 条第 1 項の規定に基づく指示処分、及び同条第 3 項の規定に基づく営業の停止命令を受けたものである。

建設工事の談合に関する情報は寄せられていない。

(委員) 前回の工事を再入札にかけた案件があるが、再入札にかけられる場合は、前回の当初の条件等は変更して再入札にかけているのか、それとも変更はないのか。

(事務局) 11月27日の入札については、それぞれ1本ずつ杳冷川と綾川の河床整備工事を一般競争入札で入札を執行した結果、不調となったことから、工事を2本ずつに分けて入札を執行した。設計等、工事の内容については変更はない。

(委員) 単純に2つに分割したとあるが、これを使うトータルの金額は当初の額と同じなのか。

(事務局) 綾川河床整備工事についてであるが、2つに分けることで若干金額は変わる。

(委員) 再度再入札しても落札者が出なかった場合、随契の8号にするという考えはなかったのか。

(事務局) 入札で契約相手方を決めるか、随契で決めるかは担当課の判断となるため、契約検査課で理由については申し上げられないが、基本的に工事等の契約については、一定の金額を超えるものは入札をやるべきであると考えている。

(委員) 地方自治法施行令や公営企業施行令でも金額条件は入っていないが、金額条件は栃木市で任意に設定してるということか。

(事務局) 少額の随意契約については、地方自治法施行令の中で定められており、それに従い栃木市の財務規則で随意契約することができる基準を定めている。入札を執行して2回不調になった場合について、その金額の基準というものはなくて、例えばその工事に関して緊急性等が認められるものと担当課が判断するなら随意契約もやむを得ないと考えている。

(委員) 指名停止についてであるが、一般的に指名停止期間は自治体ごとに判断するため、その自治体間で停止期間の足並みを揃えることはないという理解で良いか。

(事務局)	統一的なものはないが、国の公契連モデルというものがあり、それに準じて設定している自治体もあるが、栃木市については、その公契連モデルと比較すると指名停止基準は若干厳しいと思われる。
(委員)	指名停止の開始時期についてであるが、11月に処分があって、栃木市では1月から資格を停止しているが、そういったのは何かルールがあるのか、また、足並みは揃わないものなのか。
(事務局)	指名停止したところから通知を受けて、選考委員会に諮り承認をいただいた後に、市長決裁を経て指名停止をするため、通知を受けてから選考委員会の日が遠いと遅くなったり、逆に近い日だと開始が早くなったりと、通知と選考委員会の開催日時によって、開始時期のずれは出てきてしまう。
<審議結果>	～了承～
【議題（2）】 (委員長)	抽出担当委員から抽出理由の説明をお願いします。
(委員)	今回抽出した4件の抽出理由を説明する。 条件付一般競争入札について、1件目は「今泉泉川線 跨線橋下部（A1）工事」。今回の事案では入札不調に伴う再度入札という案件が非常に多いため、その中の1つを取り上げた。実施に当たって一度不調になった場合、どういう理由で不調になったか、再度やる場合の基準を伺いたい。また、再入札時の工夫や苦労談等があればご意見をいただきたい。 2件目は「旧都賀総合支所解体工事」。「失格（数値的判断基準未滿）1者」と備考欄にあったこと、また、全般的には95～6%の落札率で推移しているが、解体工事の落札率は92%台ぐらいで若干低いように見受けられたため、理由を伺いたい。 3件目は、指名競争入札について、「杳冷川 河床整備工事(その1)」。一般競争入札と同じように指名競争入札でも、不調に伴う再度の入札があったことは特別の事情や理由などがあったのか伺いたい。 4件目は、「市道33129号線外 舗装補修工事」。入札書不着による辞退という理由が備考欄にあるが、どういった理由があるのか伺いたい。
(委員長)	抽出案件①の説明をお願いします。
(事務局)	抽出案件①「今泉泉川線 跨線橋下部（A1）工事」を資料に基づき説明。～工事名、工事箇所、工事概要、入札参加資格並びに設定の理由及び経緯（入札参加形態、工種、格付等、建設業の許可、配置技術者、応札可能業者数、設定の経緯、地域要件は、工事が特殊な内容であることから栃木県内に本店または支店等の営業所があること。なお、不調となった令和6年11月27日に執行した入札は、栃木市内に本店があることとし

た。)、入札結果(入札参加業者数、落札業者、予定価格、低入札調査基準価格、落札金額、落札率)～

本工事は、東武日光線の線路と交差する箇所の跨線橋の下部工であり、特殊な工事であることから比較的難易度が高い工事である。前回の入札が不調となった理由は、建設業者から聞き取りを行っていないため推測ではあるが、技術者の確保が困難であったことと思われる。

前回の入札と本件で異なる点は応札可能業者数。前回の入札では、参加資格の地域要件を市内に本店がある者とし、応札可能業者は24者であったが不調となってしまったことから、本件については栃木県内に本店または支店がある者に広げ、応札可能業者は124者となった。また、工事の期間を13日間増やし362日間としたことや、0日間であった夜間工事を16日間としたことから、落札に至ったものと考えている。

(委員) 今回、地域要件を広げるということはかなり大きなことだと思うが、一般競争入札の中で不調があった場合、地域要件を広げるには、何らかの基準があるのか。

(事務局) 統一的な基準はなく、個別の案件ごとに判断する。今回は、当初不調になった入札において、確認したところ市内業者でも実績があったため、1回目は市内業者のみとしたが応札がなかった。また、都市計画道路の整備に関することであり、何回も不調に出せる案件ではないと考え地域要件を広げて発注した。

(委員) 地域要件を広げたことで、124者と対象業者がかなり増えたが、実際応札してきた業者は5者であり、私が知る限り全て栃木市内に本社がある会社であるがいかがか。

(事務局) 入札結果調書をご覧いただきたいのだが、4者は市内業者であるが、残り1者は本社が他市にあり、栃木市の基準では準市内業者という扱いになる。

(委員) 結果、1者は確かに準市内業者であるが、ほかは栃木市内に本社のある会社であり、実質的に栃木市内の業者が応札したような感じになっている。参加可能業者が124者に増えたというが、あまり効果がなかった印象である。

(委員) 落札した業者は、不調に終わったその前の入札には参加していなかったのか。準市内業者ということで市内業者ではないということで良いか。

(事務局) はい。

(委員長) 本工事は図面から、杭長が10m前後の場所打杭工を行っていると推察するが、場所打杭工を採用した理由は何か。

(工事担当課) 杭の長さとしては6m。施工を行う前に地質条件を調べてボ

ーリング調査を行った結果、地質は礫質が見受けられて地下水も比較的高い位置にあるといった条件のもと、ベタ基礎ではなくて、杭基礎を支持杭として施工を行うという判断に至った。

～抽出事案①了承～

(委員長) 抽出案件②の説明をお願いします。

(事務局) 抽出事案の②「旧都賀総合支所解体工事」を資料に基づき説明。～工事名、工事箇所、工事概要、入札参加資格並びに設定の理由及び経緯（入札参加形態、工種、格付等、建設業の許可、地域要件、配置技術者、応札可能業者数、設定の経緯）、入札結果（入札参加業者数、落札業者、予定価格、低入札調査基準価格、落札金額、落札率）～

落札率が低いことについては、解体工事は道路や建物等を作る土木工事や建築工事等と比較すると、利益が出やすいものであることから、受注意欲の表れであると考えている。

(委員) 数値的判断基準の設定だが、案件ごとに少し変動するものなのか。積算システム等でランダムに設定するとか、一律何%にするのかなのか。

(事務局) 栃木市低入札価格調査制度事務処理要綱に基づき、規準を設定しているため、基本的には同種の工事であれば割合が変わることはない。

(委員) ある程度、応札業者も価格は分かるものか。

(事務局) 予定価格も公表しており、基準の計算方法も公表しているため、予定価格や内訳書から推測し、積算について勉強している業者であれば分かると思う。

(委員) 解体工事は人件費やアスベスト等の価格が上昇傾向にあるような話を聞くが、そういったことも反映した予定価格になっているのか。

(事務局) 設計を組む段階では最新の歩掛を使い予定価格を組んでいるため、世間一般の価格を反映している。

～抽出事案②了承～

(委員) 抽出案件③の説明をお願いします。

(事務局) 抽出事案の③「杳冷川河床整備工事（その１）」を資料に基づき説明。～工事名、工事箇所、工事概要、入札参加資格並びに設定の理由及び経緯（工種、格付、建設業の許可、指名対象業者数、指名業者数）、入札結果（入札参加業者数、落札業者、予定価格、最低制限価格、落札金額、落札率）～

杣冷川河床整備工事は、令和6年11月27日に入札を実施したが不調となったもの。不調となった理由は、市役所で考えている設計と業者で考えているものでは異なり、業者の考えている設計で施工すると、金額が見合わないとのことであった。

1月27日に2件に分割し再度入札を実施したところ、杣冷川河床整備工事（その2）は、落札者が決定したが、本件である杣冷川河床整備工事（その1）は、応札者がおらず不調となった。不調となった理由は人員が確保できない、技術者や現場の作業員が確保できないとのことであった。

なお、本件については、9月19日に指名競争入札を実施する予定である。

（委員） 入札者が現れるようにする工夫として、指名業者数が9者以上に広げることはいかないのか。

（事務局） 指名業者数は、要綱で500万円未満のものについては5者±1者、500万円以上については7者±2者と決められているため、今回7者±2者である9者が限度になる。

（委員） 応札者が増えるような工夫はできなかったのか。

（事務局） 設計等に変更はなく、1本のものを2つ分けたということになる。

（委員） 次回3回目にやる場合には全く同じ状況で望むのか。

（事務局） 「その2」は既に工事は完了しているため、不調の原因であった技術者は確保できていると考えている。

（委員） 河床工事で「その2」の工事が先行していることで今後何か不都合は出て来ないのか。

（工事担当課） 「その1」の方が下流側になっており、基本的に河床の整備工事は下流側から行うものではあるが、今回の工区境がコンクリートで一部打っているところで分けてあるため、支障が出ることはない。

（委員） 一般競争入札を分けて2つの工事にしたとすると、配置しなくてはいけない技術者の数は結果的に増えることにならないのか。一番最初に技術者の配置ができなかったというのは人数の問題なのか、資格や能力とかで配置できなかったのか、どちらなのか。

（委員） 前はAランクで、2本に分けたことで今回はBランクの資格となり、対象業者数が増えるから技術者も増えるという意味ではないか。

（委員） 要綱で7者±が決まっているとあったが、国のほうで標準が

あってそれに習った形なのか、それとも栃木市独自で設定しているものなのか。あくまで内規に過ぎないのであれば、その時代や地域の事情に合わせて変更する余地があるのではと思うが、その点はいかがか。

(事務局) 7者から10者になってしまった場合説明ができない。説明できれば、増やしてもいいと思うが、今までの流れもあるため、決まりは決まりにのっとってやるべきと考えている。

(事務局) 先ほど冒頭に人材不足の話があり、配置技術者を確保するのが困難という状況になってきているという社会状況もある。そういったものを踏まれば、もう少し柔軟に対応できるような、その要綱そのものも検討の余地があるとは考えている。将来的な課題として受け止めさせていただきたい。

～抽出事案③了承～

(委員長) 抽出案件④の説明をお願いします。

(事務局) 抽出事案の④「市道33129号線外 舗装補修工事」を資料に基づき説明。～工事名、工事箇所、工事概要、入札参加資格並びに設定の理由及び経緯（工種、格付、建設業の許可、指名対象業者数、指名業者数）、入札結果（入札参加業者数、落札業者、予定価格、最低制限価格、落札金額、落札率）～
辞退者である業者に対して聞き取りを行っていないため推測にはなるが、辞退の理由は営業所から施工現場までの距離が遠いことから施工するには不利であったためと考えている。

(委員) 選定の理由として、この地理的条件というのは一番重いウェイトなのか。

(事務局) 地理的条件は比較的優先している要件である。

(委員) その他にも施工能力とかいろいろあると思うが、他に重要な要素は何かあるか。

(事務局) 比較的地域要件を重視しているが、施工要件としてAランク、Bランク、Cランクと格付があるため、そちらについても工種、予定価格に見合った者を指名している。

～抽出事案④了承～

【議題（3）】

(委員長) 議題の「（3）その他」について、事務局からあるか。

～なし～

【その他】

(事務局)

栃木市入札適正化委員会運営要領の一部改正について説明する。栃木市入札適正化委員会運営要領第3条第3号において、随意契約が可能な予定価格が130万円以下の工事は委員会への報告の対象から除外する。

随意契約をすることができる基準額は、地方自治法施行令に基づき栃木市財務規則に定められており、地方自治法施行令が改正され随意契約の基準額が引き上げられた。本市においても栃木市財務規則の一部を改正し、随意契約の基準額を引き上げ9月1日に施行することとなり、今回の財務規則の改正において随意契約をすることができる工事の予定価格を200万円以下としたことから、入札適正化委員会の報告の対象から除外する工事についても、同じく200万円以下とするため、栃木市入札適正化委員会運営要領第3条第3号を改正するもの。

次回以降の委員会においては、予定価格が200万円以下の工事は報告の対象から除外する。

(事務局)

閉会を宣言する。

～終了～